

(様式第1号)

平成21年度第5回 芦屋市文化基本条例原案策定委員会 会議録

日時	平成21年7月10日(金) 18:00~20:15
場所	市役所北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 中川 幾郎 副委員長 弘本 由香里 欠席委員 井垣 敏生 委員 平山 京子 欠席委員 金澤 佳代子 委員 神棒 眞一 委員 村上 由起 委員 竹内 恵一 委員 砂田 章吉 事務局 社会教育部長 橋本 達広, 文化振興担当課長 細見 正和
事務局	社会教育部生涯学習課
会議の公開	公開
傍聴者数	1人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) (仮称) 芦屋市文化基本条例原案について
- (3) 閉会

2 審議経過

< 開会 >

(中川委員長) それでは、始めさせていただきます。今日は委員定数に達しておりますね。それでは、第5回芦屋市文化基本条例原案策定委員会を開催させていただきます。今回、最初に、条例前文についてそのまとめ案を弘本副委員長からご提案をいただき、皆様方にお示しできるようになりました。弘本副委員長にはご苦勞をおかけしたことを、感謝申し上げます。それでは、その協議を進めてみたいと思います。本日の傍聴者はおられますか。

(事務局) 1人来られています。

(中川委員長) はい。分かりました。

それでは、事務局から資料の配布確認をお願いいたします。

(事務局) 本日配布しております資料は、条例の前文、前回はそうでしたけれども、条例が意見欄を設けておまして、見にくいということがございましたので、条文の中をつめて(仮称)芦屋市文化基本条例原案、5ページにわたるものです。それともう一つ、この原案策定委員会の第3回までの意見集約ということで、少し荒っぽいですが、意見を項目ごとに分けたものを付けさせていただきます。意見欄などを誤ってつけている場合もありますので、後日何かありましたらご指摘いただければと

思います。それと、金澤委員さんの文章と、もう一枚A4の横書きで文化行政推進懇話会と文化基本条例原案策定委員会、(仮称)文化振興審議会を3つに区割りをして、それぞれの役割、現在の策定委員会の進めている内容、それから21年度以降に決定する事項と簡単ですけども図式してお示しさせていただきました。以上です。

(中川委員長) それでは、まず、前文いきましょうか。前文を読み上げさせていただきます。弘本副委員長が煮詰めてくださったものです。

これがお作りいただいた原案です。前のものと比べて大体行数的には対応していますよね。

(弘本副委員長) 若干増えています。少し増えているくらいですね。

(中川委員長) 歴史、環境、自然環境、古代からも一部。やはり近代以後を。

(弘本副委員長) 近代以降を中心として、若干古墳の話等も入れたと。

(中川委員長) 生活文化と、芸術文化を入れたと。それから次世代への継承。市民一人一人がキラキラしている芦屋市。

(弘本副委員長) 市民の生活の充実が都市を豊かにしていくという。

(中川委員長) いかがでしょうか。こちらからいきましょうか。

(村上委員) すばらしくまとめていただいて、全部盛り込みつつ、文言もむだがなく、すごいなと思いながら拝読させていただきました。一つお聞きしたいのですが、上から5行目に芦屋文化村の建設とあるのですが、芦屋文化村というものが過去に存在していたのでしょうか。今、固有名詞として芦屋芸術村というグループが存在して、子どもたちに音楽などを教えているグループがあるのです。今ある固有名詞のものと呼応してしまうと誤解されてしまうかなと思うのですが、そういうものがあったのですか。

(弘本副委員長) これは歴史的な事実ですね。厳密に言うと芦屋市内ではないですね。神戸市の東灘の方ですね。

(村上委員) 多分、それを取ってそのグループは名づけているかもしれませんが。

(弘本副委員長) 井垣委員が書かれたものをこのところは尊重しているのですが、井垣委員は、芦屋モダニズムの発祥を芦屋文化村と六麓荘にかなり重点を置いて書かれているということもあって、そういうこともあってこの固有名詞を一応入れているんですけども。

(村上委員) 芸術文化村だったかもしれませんが、似ていると紛らわしいと思うのですが。

(弘本副委員長) 混同や誤認を避けるために、抽象的な表現にして固有名詞を外してしまうと判断するか、これはこれで歴史的にそれなりに意味のあるものなので固有名詞を残しておこうとするか、どちらがいいかですね。

(中川委員長) 神棒委員いかがですか。

(神棒委員) 感想で申し上げますと、かなり実態よりも高らかに、評価が高いように思います。住民としては、そこまで実態よりは言葉を上手く使っておられるなと感じます。こういうふうになりたいということで、大変結構な前文だと思います。

(中川委員長) はい。平山委員さん。

(平山委員) 前回の問題点はすべてクリアされていて、まとめ方もとてもスッ

と入ってくるので大変いいと思います。一ついいと思ったのは、芦屋国際文化住宅都市という、なぜそう言われているのかが、きちっと書かれている方がいいなというのが感想ですね。目指していくにあたって、先ほど言っていたように、都市全体としての都市文化の含みが十分もたされているので、私個人としてもありがたいと思います。

(中川委員長) ありがとうございます。今おっしゃっていた、国際文化住宅都市建設法の説明としては、「芦屋のすぐれた環境条件を活かして、国際文化の向上と経済復興に寄与するまちづくりが進められていくことになりました。」というのが結論でそれでいいということでしたね。

(平山委員) はい。

(中川委員長) はい。分かりました。それでは行政側のご意見を。

(竹内委員) 本当に言葉としてきれいに書かれておられるし、実際に、下から3行目「心の豊かさと生きがいを実感できる創造性あふれる社会の実現に寄与する。」という部分が一番この文化基本条例としての大きなものではないかなと思っています。特に異論はございません。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。では、砂田委員さんお願いします。

(砂田委員) 私も、言葉の格調の高さと「営みを誇りとし」とか「多様な出会いをつむぎ」とかが良いのではないかと思います。一点だけちょっと、細かいことで恐縮なんです。3行目のところに、「有数の古墳群」というのを挙げていらっしゃるの、これは特定の古墳を指しておっしゃっているのですか。

(弘本副委員長) こないだの、教育長でしたかね。芦屋には古代の歴史資源として古墳もあるとおっしゃったんです。それで挙げさせていただいたので、私の主張というわけではないんですよ。

(中川委員長) 有名なのは会下山古墳かな

(砂田委員) あれは遺跡ですね。古墳といたら、阿保親王塚、古墳と言えはそれだけになるのではないですかね。

(弘本副委員長) そうでしょうか。

(砂田委員) 何々遺跡という名前も付いているものもあるだろうし、芦屋廃寺のようなものも含めた遺跡という。

(橋本社会教育部長) 文化財というか。

(砂田委員) 「有数の古墳群」というとかなり数がありそうな、古墳がたくさんありそうに読めたもので。

(中川委員長) どちらかといったらこちらは全くイデオロギーなしでやっているわけですから、

(弘本副委員長) はい。

(中川委員長) 行政側の方でまずいのを削っていただいて。

(事務局) こちらに学芸員がおりまして、この分につきましては私の方も上手く書けませんので、この原稿をみせて訂正する部分がありましたらまたご連絡します。

(中川委員長) これだけ外しても通りますよね。「歴史的には数々の遺跡、文化財を有するとともに」と言ってもいいわけだし。

(弘本副委員長) こないだの会議の中で古墳というのを強調されて話されてい

たので、入れといた方がいいのだろうか。

(中川委員長) 教育長が言われたのかな。

(弘本副委員長) そうですね。

(橋本社会教育部長) 砂田委員が言われているように、私もそういう認識をしていますので、数多くの古墳群はないと。有形の文化財の遺産というのはたくさんありますけれども。

(中川委員長) だからもうそれは社会教育部の文化財担当と調整して適正な範囲に縮めていただければ結構です。

(橋本社会教育部長) それから先ほど芦屋文化村の史実について今お配りしたペーパーに書かれております。

(事務局) 一応ですが、この区分につきましては学芸員と協議しまして、芦屋とはついておりますけれども、実際は東灘ということで、これが芦屋にかかるかどうか微妙であるということで、そうなると芦屋文化村は使わない方がいいだろうということです。

(中川委員長) 「洋風建築を中心とした芦屋文化村の建設や」というのを外すと。

(事務局) 内容の確認を取ってみます。

(平山委員) このいただいた資料の3段目の「一方、芦屋川河口東の打出浜」という方は文化村ではあるんですね。

(事務局) 芦屋ではあるのですけれども、海外に行かれた方が帰ってきて同じように11棟くらい洋風住宅が建ったと書かれているのですけれども、あまり表に文字上はでてこない。芦屋文化村というのが非常に先にでてしまうということで、そういうふうに聞いています。芦屋を取った「文化村」になるとこれもちょっといきなり出てくると難しいのではないかと思います。

(平山委員) たぶん芦屋川からきた芦屋文化村なんでしょうね。芦屋川河口という。なぜ東灘が芦屋とつけたかという芦屋川河口にできたから芦屋文化村なんでしょうね。

(事務局) 芦屋駅ができて、できた部分があると思うのですけれども。

(中川委員長) 任せます。行政に都合が悪いことは明らかに書いてはだめだし。

(事務局) そこらへんがあるので、このことについてはまた確認します。

(中川委員長) そこらへんについては、キャスティングボードはお任せいたします。弘本副委員長のご努力としてはこれが限界です。これ以上あれこれ注文をつけたら。

(弘本副委員長) 私の思いというより、皆さんの意見をまとめているわけですから。

(事務局) ちょっとだけお聞きしていいですか。下から7行目にですね、「先人たちが築いてきた都市文化を再評価し」これは、意味としては分かるんですけれども、普通一般的に先人たちが築いてきた文化なりを大切にするというのは常套文句になっていますので、評価というと。

(中川委員長) はい。それもまかり通る表現に変えてもらって結構です。

(事務局) それともう一件、下から4行目の「新たな才能を生み出し」とありますが、これもよく分かるのですが、「新たな」というと「文化」と置き換えるとちょっとあまりにも広いんですけれども、「才能」というこ

とがちょっと気になる。

(弘本副委員長) 気になるとはどういう意味ですか。

(事務局) 人の才能は別々。

(弘本副委員長) 才能がある、ないと。

(事務局) 色々ですので、その才能にあったということですけども、「新たな」何かを生み出すということでは「才能」なんですけれども、個人にかかる。

(弘本副委員長) 差別的だと。

(事務局) いや、そういう意味ではなく、「新たな」文化を生み出すと言った方が。

(弘本副委員長) 私はここでは、人を育てたいという思いをたくさんの方がおっしゃったので、新しい才能を見出して育てていくというのが芦屋らしいのではないかなと。

(中川委員長) それでしたら、「新たな人と文化を生み出し」と並べてみては。

(弘本副委員長) 人を生み出す。

(中川委員長) 人を生み出すもおかしいか。

(橋本社会教育部長) 能力でもいいですよ。

(弘本副委員長) こだわるわけではありませんが、やっぱり新鮮な才能を生んでいくという、文化風土みたいなものを大事にするというのは芦屋らしくていいと思ったのですけれども。

(中川委員長) パビリシティということから考えたら、問題ないと思うんですけどね。人は知的才能とか色々な才能があるけれど、どんな人間にも才能はあるんですよ。才能のない人なんていないわけでしょ。

(平山委員) 「新たな文化」というとまたここで、ぼわっと拡散してしまう感じで。せっかくここまでキュッとしてきたものが、また「文化」というと、ぼわっと広がってしまうでしょう。きっと弘本副委員長の言われたいものは、新しいもの、何かを生み出したいと思うんですけども、人が中心でいいと思うんですけど。文化ということと人だけでなく、ぼんやりしてしまう。

(中川委員長) あえて言うなら、「人材」に置き換えることができるけど。

(平山委員) 「人材」でもいいかもしれない。

(弘本副委員長) 文化よりはいいかもしれないですね。文化だと、ぼやけてしまうんですよ。

(橋本社会教育部長) では、そうさせていただいてもよろしいですか。ありがとうございます。

(中川委員長) 「再評価」は「守り育て」にしましょうか。

言葉の使い方は法規とも相談しないといけないと思うんですが、例えば、法令用語に使い方に準じてやるとしたら、色々文句が出てくる箇所がいっぱい出てくると思うんですよ。だけど、前文なので法令用語通りにしなくてよいと僕は思っているんですよ。その辺はお任せします。そういう意味で「一人ひとりが」と言った時に、「一人一人」と書くところもあるし、「身近に」といった時に「近」を使わないでひらがなで行くところもあるし、「将来にわたって」もこれをひらがなにするとか、「交渉」の「渉」の字を使うとか色々あるので。

- (事務局) 行政の方も忙しくて、最終的に案がまとまった段階ぐらいで最終的な校正という事務的な話で申し訳ないのですが。
- (中川委員長) 98%できていて後の2%で赤入れる余地があるくらいでもってこいということでしょう。どこもそういう言い方しますね。はい。分かりました。ではこれでほぼ確定ということで。
- (橋本社会教育部長) ありがとうございます。事務局の本当に力不足のところを、弘本副委員長をはじめお助けいただきありがとうございます。
- (中川委員長) こちらこそ。前回に引き続きましてフレームといいますか、各条文の組み立て方につきまして、ご意見を賜りたいと思います。
これも条例原案について、前回と変わっていませんよね。
- (事務局) それは変わっていません。
- (中川委員長) これについて、順次皆様方のご意見をいただきたいと思います。これも一応もう一度皆さんに目を通していただくために読んでみますね。こういう内容です。これに関して皆様のご意見をいただきたいと思います。前回もご意見いただいているのですが、時間不足だったのでここでいただいたご意見で全体討議しましょう。これもこちらからいきましょ。
- (村上委員) だいたい網羅されていると思ったのですが、第8文化の振興に関する基本的施策の11「文化活動に対する支援」、12「文化活動の普及啓発」、13「文化活動に対する支援活動の促進」のところが別々のことを言っているとは思いますが、まとめられないかなと。少しでも項目が減ったら読む市民も楽だと思います。
- (中川委員長) ただ、11と13は同じ市民という言葉を使っているけど、民間支援と行政の補助の違いでしょ。11は行政の補助でしょ。助成でしょ。13は民間の寄付とか。だったら表題を変えたらいいんじゃないですかね。「文化活動に対する公的支援」とかあるいは「公的助成」とか。13は「文化活動に対する民間支援活動の促進」とか。ちがうかな。
- (村上委員) そのままのタイトルだったらちょっと。
- (弘本副委員長) そうですね。
- (中川委員長) タイトルをちょっと変えていただいて。「普及啓発」は要望に関わりますもんね。
- (村上委員) 指定的なことは特にしぼりはかけられていますよね。
- (中川委員長) 11と12で「支援」と「普及啓発」を別々にしているのに、13では「支援」と「普及啓発」が一緒になっているというのが分かりにくいということかな。
- (村上委員) 同じことが何回も繰り返されているという印象を受けるので。
- (中川委員長) はい。おっしゃるとおりですね。
- (村上委員) まとめられたらいいかなと感じました。
- (中川委員長) はい。それでは、神棒委員さん。
- (神棒委員) その点にちょっとからむのですが、認識の問題として、個人と市と事業者と三者が手を携わって、いいこいいこしなきゃいけないということだと思わんですけれども、現在法人が非常にこういう経済危機で、さっぱり文化活動に対する支援を打ち切っているような状況なんですけど、これは将来必ず、またかなりの部分戻ってくると思うので、その誘

い込みをどういうふうにするかということが市の行政として私は重要だと思うので、特に有力な企業、事業者、企業を取り込む方策を何か盛り込むようなものがつくれないかというふうに、私は提案したいと思うんです。つまり、個人でできるところは限られていて、もともと文化というのは企業が、かなり従来は請け負っていたと私は解釈しています。市の努力目標としてそういう軸を入れていただければありがたいと思っております。以上です。

(中川委員長) はい。あえて入れるんだったら、そのことは東大阪市だったか、何市だったか忘れましたが、民間支援活動の活性化の促進のために政策みたいなものがありましたよね。企業メセナという言葉を使っていたと思うな。

(事務局) ちょっと事務局から現状だけ申し上げておきます。現状として、ふるさと納税という免税が受けられる寄付ということで、どこともなんですが、ふるさと納税のホームページがあり、文化振興基金、スポーツ振興基金など10程度種類があります。それと今現在では5000万円くらい寄付をいただいている。それは当然寄付の対象になりますから税の控除はあるんですけども、いわゆるここで事業者が例えば大きく具体的にというんですか、PRの文言としてここに盛り込むとすれば、例えばちょっと思いつかないのですけども、何か呼び込めるようなことで。

(神棒委員) だから、私ちょっと文章にしにくいんですけども、市は法人の事業者からの申し出に対してできる限り支援するとか協力するとかそういうことだけでもいいと思うんですね。そうすれば、例えば事業者から問合せがきますよね。どういう助成をしてくれるんですかと。つまり私が何をイメージしているかという例えば、遊休の土地がありますよね。浜の方に。それを文化施設に転用するというのも含めて、こういう貸与しますとか。そういうようなことでね。文化施設をつくることもありえると思うんです。それを何とかまとめて、オブリゲーションにならない形で。潮芦屋に市の遊休地があって、それを例えば一部をある企業と合同で文化施設を立ち上げるという時に、市として支援する方法があると思うんですね。例えばですよ。そういうことをイメージしてこういう法案に入れられないかなという感じがして私要望として申し上げているんです。

(中川委員長) 分かりました。今、弘本副委員長と資料をたぐってましたら、苫小牧の条文におっしゃっておられるようなことに活かされるような条文があったんですよ。それを使ってみたらどうでしょう。ちょっと読んでみませんか。手元に、苫小牧のページ数7ページです。市の責務のところの「民間団体等との関係」があって、芦屋でいったら前の方に入らなければいけないですが、市の責務と役割のところにあえて「民間団体等との関係」第4条をいれてあります。「市は文化芸術振興施策の推進に当たっては、国又は地方公共団体以外のもの(以下「民間団体等」という。)が行う文化芸術活動に支障を及ぼさないよう十分留意するとともに、民間団体等の協力を求め、又はその有する人材、情報その他の能力を活用するよう努めるものとする。」こういうところも参考に

使えるのではないのでしょうか。今おっしゃっていることを活かせる条文があるとすれば、ここに掲げられているものではどれになるのかということですよ。

(事務局) 今、何かをされる時に、補助的な、財政と言えれば補助しか思いつかないのですが、補助的なものができるかどうかということですよ。

(神棒委員) 例えばですね。今どなたも大変だけれども、立ち直ってきた時に、ソニーさんとか、かなりイメージのある会社が、なにか文化活動をやろうと言った場合に、芦屋のブランドと芦屋市の協力があればやってあげましようという話になる可能性はかなりあると思うんですよ。ソニーに限らず有力企業は。そういう意味で、要望でございます。

(中川委員長) だから、神棒委員のおっしゃっているご要望は、13「文化活動に対する支援活動の促進」の使い方で行うか、あるいは前の方に民間団体との関係みたいな細かなものを書き込むかという選択肢がありますよね。イメージとしては企業メセナですよ。

(事務局) 私も寄付ぐらいしか頭にないのですが。

(中川委員長) 企業メセナとの連携。

(弘本副委員長) 寄付よりももっと幅広く企業の力をうまく活用していくということはあると思うんですね。

(事務局) 埋め立地の3年間の外部企業の誘致というのはありますけれども、生活文化に関する施設とかいうのはあったのですけれども、いわゆる民間なんかは建てられると一定の補助があるという、それは市の単独の補助ではなく国とか県がからんでいるから市も出しやすいというか。今厳しい状況ですので。条文的にどういうふうに入れるかということですよ。支援というのは、今支援があるのは個人とか、わずかですけれども文化活動に対する支援は現にあるのですが、それはもうわずかです。何十万円単位で。

(中川委員長) そんな話とは違う。全然論点がずれている。

(事務局) 補助というか、施設に対する

(神棒委員) いや、もっと大きな。

(中川委員長) 11「文化活動に対する支援」の話をしているんじゃないんですよ。行政側の支援、助成の話をしているのではなくて、企業および事業者が企業メセナやりたいなと民間の力で市民を助成してあげたり、団体助成してあげたいなといったときに、芦屋市そのものが一緒になってそれを上手いこと誘導していく、ひっぱっていくということをもっと心がけてほしいと、こういうことですよ。企業メセナをもっと導入してほしいということ。

(砂田委員) イメージとしては産学協同のような。

(神棒委員) そういうケースもあると思うし。そういうことをやらない限り、国の援助とかということを考えるのはだめですから。国とか兵庫県の現状にのっかって芦屋を考える考えは一切ございません。

(事務局) 市民参画課でも市民活動センターというのは2年ほど前からホームページを作成して、芸術分野とかスポーツ分野とか色々な活動がされ、そういうところからの発信とかそういうこともできると思うのですけれども。今おっしゃっているのはもっと大きな話で。

(橋本社会教育部長) 要するに、民間事業者からの文化事業に対する参与を助けるような、例えば税の優遇であるとか、そういうところに文化施設を民間が建てていただいたら固定資産税を減免しますとか。例えばですけども。そういうようなことを考えられないかということですよ。それは色々具体的な支援は限界があると思うので、検討させていただいていいですか。

(中川委員長) 税の優遇までいなくても、いっぱい事例があるのですよ。四日市が公害のまちから脱皮をするために、法人企業、市民と手を結んで四日市にくる企業文化というのを、市民にも知らせるために企業を全部集めて、この企業はこういうものをもっています。アイデアもっています。こんな芸術家もいますよとか。企業内でこんな活動していますよと市民に公開しているんですよ。そうすると四日市の文化のボルテージが上がっている。企業さんも市民文化の担い手だという意識が高まってくる。そんなことも起こってくるよ。

それは、芦屋市内に存在している企業だけでもいいんですけど、よその企業まで芦屋に引っ張ってきて、例えばソニーとおっしゃったけれど、芦屋にソニーの本家はないけれど、ソニーの持っているお金を使って、例えばソニーの寄付コンサートとかそういうのも誘導する努力をしないといけない。そういう話をしているんです。

例えば筑波大学で新任図書館長研修というのをすごく豪華版でやっているんですね。株式会社図書館流通センターというTRCという会社の全額寄付講座です。だから国立大学とか官公庁でも企業の寄付をもらって、それも名前を冠した講座、スクールでやっているわけですから、芦屋市でソニー寄付コンサートをやっても構わないでしょという話ですよ。その道づけを上手くできないかということですよ。だから、役所のお金を使うんじゃなくて、もっと民間のお金を使おうという、企業メセナをもっと導入しようという。

(神棒委員) 今は企業メセナを切る方向にありますけれども、やがて逆流する方向にくると思うのです。その時に、受け皿を市の方で考えていただきたいという意味です。

(村上委員) 質問しようと思ったことを委員長が言われたのですが、企業は、どこの企業に限定するのかということをお伺いしようと思ったところ、芦屋に限定はしないと。芦屋内にある企業というのは市役所が一番大きいといわれているくらいなので、その企業に条例を作っても仕方がないと、仕方がないという言い方は乱暴ですが、効果があまりないのではないかと思います。他のところとも手を結んでどんどん芦屋にメリットがあるようにして、企業にもメリットがないと協力が得られないですよ。その兼ね合いがどうなるのでしょうか。芦屋が魅力的でないとうやらないということですから。

(弘本副委員長) 芦屋のブランドが、企業にとって価値があると思ったら芦屋で何かをしようという可能性は出てくるでしょうね。

(村上委員) 企業はたぶん利益が出ないことはしないと思うので、そこをどういう戦略でいくのかなとか、あまり芦屋ブランドを逆手にとって利用されるばかりで、ブランドイメージをかえって強調されても困るので、そ

この評価が難しいと思います。

- (中川委員長) そのために企業メセナの手を結ぶ場合もコード(基準)とか、スタンダードとか内部基準をつくらないとだめ。
- (村上委員) それは必要だと思います。
- (中川委員長) そういう事例が出てくると同時に、やっぱり審議しないといけないと思います。例えばね、名古屋だったか、忘れちゃったけれど、区民ホールの名前が中京大学ホールになったのですねネーミングが。中京大学ホールになった途端によその大学が一切使わなくなった。
- (村上委員) ネーミングライツの件は、美術博物館もそういうことが1回起こっていますからね。
- (中川委員長) でもね。逆にね。大きな企業とかブランド理念の高い企業の場合はそのにくっついた方が芦屋のブランドが上がるのですよね。
- (村上委員) その企業がどうなるかは分からないので。
- (中川委員長) そんなビックな企業が来てくれるかどうか。問題はね。現実にはありえない話かもしれない。でも、ありうるということを前提に戦略を考えた方がいい。そういうブランド性を高めるような芦屋のブランド戦略を行政がもっていないのが課題だと井垣委員も言われていたし、だからそれを行政としてどういう戦略ができるかが問われているのに、トータルしてコントロールする部局がない。それが致命的なのです。
- (神棒委員) 芦屋浜の方に非常に新しいまちづくりが、始まってきて良くなってきているのです。あれを使って、引っ張りこんだら来る確率はかなり高い。なぜなら、非常に交通の便がいい。気候もいい。つまり、大阪と神戸の真ん中だということが、非常にメリットとして出ていると思うので、やり方次第で期待できるんじゃないかと思っています。
- (中川委員長) はい。そういう条文の積極的なにじみ出しをしたらいいんじゃないかということですよね。13「文化活動に対する支援活動の促進」だけでは、ただ寄付頂戴、ふるさと納税で頂戴、ふるさと納税程度の話と違うぞということです。できたら企業から1億円ぐらいもらって、芦屋市に企業文化振興基金みたいなものをつくってもらって、そういうことにいかないかなと。そんなご無体なと言われたらだめだけれど。そういうことでしょ。
- はい。では、平山委員さんどうぞ。
- (平山委員) 今の関連ですけれども、苫小牧と静岡も市の役割の辺りに民間団体とものを入れていきますよね。そうすると、13のどころじゃないという話を今さっき委員長言われましたけれども、この言い換えの意見としては、市の役割として、責務の一つとして、入れるべきということによるしいですか。私はそういう方がいいなと思っています。
- (橋本社会教育部長) 第6のところに入れるということですね。
- (平山委員) そうですね。はい。
- (橋本社会教育部長) 市の役割としてそういう事業者への支援をと。
- (中川委員長) 例えば、苫小牧とか静岡県のような条文を第6と第7の間に挟みこんではどうかと。第6の5番とかでもいいんじゃないかと。というご意見ですね。
- (平山委員) はい。後、4ページの市民の役割のところなんですけれども、す

いません。3ページの第3基本理念のところの「文化の担い手である市民」それは、4ページの第4の市民の役割にも「文化の担い手として」というのがあるんですが、「担い手」というのがなんとなく消極的な感じがしますので、私としましては、「創造的主体」とか、「市民主体」ということを全面的に押し出して、「文化の創造的主体である市民一人一人の自主性が尊重されなければならない。」とかもう少し強い表現にしたいと思います。

それから、基本理念の中に、1番目が主体の尊重、2番目が継承、3番目が環境、4番目が共生、5番目が交流発信ということですが、もう一つ金澤委員が提出されている意見と重なるのですが、連携というものをに入れていただけたらなど。金澤委員さんの連携は、行政と個人を結ぶ目的として、私の場合もほぼこれと同じなんですが、例えば専門家と市民とか、あるいは市民レベルの活動と行政とか色々考えられると思いますけれども、連携項目を第6番目に入れていただけたらなどと思います。

第6「市の責務と役割」のところですけども、「財政上の措置を講じるよう努めるものとする。」とありますが、どうこけてもそんな罰則がないのは当たり前なので、もう少し強い表現をしていただけたら、他の事例があると思うのですが、もう少し強く書いていただきたいなど。「講じるよう努めなければならない」とか。たとえやらなくても市が悪いわけではないんですが、強い姿勢をここで打ち出していただかないと、市民も求められる市民像というのを書いておられましたけれども、市民も文化活動を責任をもってやろうというなら、市もやれるところまでやりましょうという姿勢をこの一文に込めていただきたいと思います。「措置を講じるようにしなければならない」でしたか。

(中川委員長) それはね、いくつかの言い方があるんですけども、井垣先生がこの間ちらっとおっしゃっていた、努力規定と義務規定の真ん中に努力義務規定があります。

(平山委員) その辺りでお願いします。

(中川委員長) 「努めるものとする」というのは努力規定。義務規定は「しなければならない」。その真ん中が「努めなければならない」。

(平山委員) 「努めなければならない」というのを是非入れて欲しいんですね。といいますのも、芦屋のスタダードは、他の市とは違うんだということも是非ともどこかで匂わせてほしい。だから、例えば何か事業をする時でもその予算の中の1%は文化的な何かこういうところに文化的な要素を盛り込むためにお金を使いました。そこまで書いて欲しいくらいなんですけれども、そこまでは今回はまだ無理だと思いますので、「ねばならない」調にさせていただければと思います。

(中川委員長) 努力したことを証明しないとだめだよと。

(平山委員) そうすると、金澤委員さんと毎回委員会が終わると一緒に帰って、このことについて話しながら帰っているのですけれども、彼女の思いも少しは伝わるのじゃないかなと思いますね。実際に活動しておられる金澤委員さんは本当に色々具体的な壁にあたっておられるので、それを乗り越えられるための後押しする条例ということで、ここに書いて提出

されておられるように、人と行政と個人、あるいは市民と市民を結ぶというそういう組織が欲しいと常々言っておられますので、以上です。

(中川委員) それでは、行政側の委員さんどうぞ。

(竹内委員) ちょっと後退した意見を出しますけれども、実際に文化の担い手というのは市民ということで、市民の役割というところで、積極的に文化活動を展開する役割を果たすというここまで書かなければならないのかなというのが一つある。事業者についても、地域社会の一員としての事業者が文化の担い手であるというのは分かるんですけども、この前文の定義のところにもからんでくるんですけども、市内に在住、在勤、在学する個人をいう。これは芦屋市の条例でございますので、市は文化活動をなされる方の環境を整えるために色々な支援をすることになりますので、結局、市民とか事業者というのは、まず本来的には市内に在住される市民の方というのが実際対象者になるんじゃないのか。その市民の方が文化の担い手としてそれぞれ自由な発想で活動されることを色々な面から市は支援をする。そういう形ではないかと思うんですが。ちょっとマイナスなあれで。平山委員さんが言われたように、金澤委員さんが実際に色々なところで壁にぶちあたっておられると言われているのですが、市ではそういうことはできないので、結局そういう方をお願いをしてその方に全部すがっているというのが実情なんですよね。ですから、本来そうあるべきではないとは思いますが、できてないというのが実情としてある。だからこの書き方もどうなのかなというのが逆の意味で否定的な意見を言わせていただきます。これは後、どういうふうに変わっていくのか分かりませんが、今言ったのは、定義の第2の(1)、(2)と第4、第5、第6のところ、細かく言っていないのですけれども、ちょっとニュアンスが違うんじゃないかなと。

(中川委員長) 第4のところですか。

(竹内委員) 第4のところではいきますと、例えば第4の1の「文化の担い手として、積極的に文化活動を展開する役割を果たすものとする。」とあるのですが、そこまで言わなければいけないのかなと。要するに、文化の担い手は市民の方が担い手であるというふうに考えたら、こういう書き方をしているのかなと。やろうと、やるまいと市民の方がやっぱりどう判断されるかということになるのではないかなと思うんですけどもね。ちょっと後退しすぎていますかね。

(平山委員) 私が創造的主体と言ったのは、今までの市民像、文化活動を今までやってこられているようなタイプの文化活動はいうまでもないじゃないかと。もう一歩進めて、もっと芦屋に住む、芦屋で何か文化活動をするといったときには、ちょっと今までとは違う意味合いのプラスアルファがもうちょっと入ってきて欲しいなというのが、啓発だと。だからわざわざ書いているのだろうなと。すごい深読みですけどね。そうやってくるとでは単なる担い手ではなくて、もっとこうシドシ他の市で言っているような制度ではなくて、芦屋は違うんだというくらいの、金澤委員のあの熱っぽさが私にも乗り移りましたけれど、なんか今までと違うんだよ。というのをもう少し入れた第4の(1)とこう捉えてはど

うかなと思ったんです。

(村上委員) 今言われたように、市民への啓発、市民も何か担わないといけないと思います。例えば選挙で言えば、棄権してしまう、行かないという市民がいる現状で、選挙に行くのは当然のことで、きちんと考えるというふうに、市民側も啓発をしないと文化はお金にならないからいいわ、という考えが、再びはびこって経済効率ばかり考えて、文化をどんどん切り捨てていくというようになってしまいます。わざわざ条例を作るのだから、市民にも、しほりかける。事業者ももっと寄付を、企業メセナを提案して、なおかつ市民は黙ってお金が来るのを待っているのかというところではなく、自ら動いて文化を享受することに積極的になる。それで、次世代の子どもたちに継承する積極的な姿勢を担わせるための啓発として、この第4条は有効かなと思います。市民側にも責任があるのだよと啓発する意味が必要かなと思うのですけれど。

(竹内委員) 例えば、色々な環境を整える。教育もそう。その中で、文化活動をする。それは、市の方がやる施策の中でどう反映するか。今までずっと色々なことを成しておられる方はずっとやっておられるわけですね。新たなものに触れられて、よし自分もやってみようと思われる。だから、それは個人の自由な意思で選べるわけですから、それをここまで書いていいのかなというのが逆にものすごく違和感がある。

(村上委員) 強制ではなくて啓発というか。

(事務局) 文化というのはどこに意義があって、価値があるというところまで突き詰めないと、これも色々な年代によって子どものときからお年寄りになったときも、例えばできるだけ積極的に出られるように、活動することは、大切ですよということを書いているんですね。満足している人にとっては、お仕着せみたいになるけれど、実際そういう意味のことじゃないんですよ。読むと少しお仕着せみたいに読まれる場合もある。だから、ポイントというのがあって、この条例をどこにポイントをあてるのかという、文化活動をしている人は、しているからあまり興味がない。自分にとって不足していると思っている人が読めば、何かのきっかけになればいいという部分もあるのですよね。ですから、あんまり言って欲しくないという人も本当にあると思いますね。それは、そうではないのですよというところに、文化の意義があるのではないかと。

(中川委員長) その議論は堂々巡りになっていますからやめましょう。

与えられている資料のうち、市民に努力義務規定を課している条例が、京都文化芸術都市創生条例、豊中市文化芸術振興条例にざっと書いてあります。神奈川県文化芸術振興条例もそうになっています。吹田市文化振興基本条例と文化振興条例(横須賀市)もそうになっています。市民は努めなければならない。別にたいした議論じゃないと思いますけれども。努めることに違反したからといって罰金を取られるわけではない。条例義務を課しているわけではなくて、目標規定でしょ。努力してくださいねと呼びかけ程度のことであって、芦屋市内で、くわえタバコで歩いていた者が、違反タバコは罰金を払わなければならないといった場合、これは義務規定になりますけれども、これは別に罰金とらないわけですし。

それと文化活動をね、審議判定するぐらいのコード(基準)というか、誰でもできると。ちゃんと事業内容を聞いて判定できますというルールを作らなければならないわけでしょ。それがないままきいているわけですよ。そうすると、営業でやっているのか、収益事業でやっているのか、社会貢献でやっているのか、どう判別するか、というそれもきちんと整理しないとイケないし。そのイージーな判定基準として、市の後援をもっていますか、取っていませんかというのをやるんですね。市の方で後援を出すか、出さないか判定の押し付けをされるわけですよ。市はできるだけ、ややこしい話はしたくないから避難所に逃げる議論の方に行くわけですよ。出さない方がましだ。手を出さない方がましだと。そういう悪循環をどこかで食い止めませんか。その仕組みを作るためにどうしたらいいですかという議論が、次のステップに必要なのですよ。やっぱり、審議会等も含めて、どれがやっぱり市民の市民メセナにあたるのだろうかとか皆で議論しないと。

例えば、儲けがでてもいいじゃないか。芦屋初の事業的価値やでと。企業じゃないかと言ったら、少々お金が儲かっていようがいまが応援する、というのが八尾市おける天道よしみの位置でしょ。天童よしみなんてプリズムホールでワンステージ軽く3千万円くらい儲けていますよ。そんなに高い料金とっていますよ。彼女儲けていますよ。それでもプリズムホールは応援します。八尾の誇りだから。

そういうローカルパブリシティも考えないとイケないし、全国共通のスタンダード、基準というのも考えないとイケないし。その議論を全然してないんですよ。そういうのをさぼっているというのです。市民もさぼっている。役所もさぼっている。それをお互いにボールを投げ合いっこしていてもしょうがないでしょ。真剣にお互いにこれ議論しませんか。その為の組織作りませんかというのがこの条例だと思うのです。そのところまで一歩お互いに足を踏み込まないと。よそのまちだったらこんなルールは通らないけれど、芦屋だから通るといえるのがあってもいい。

だから、芦屋在住暦が長い人で、あまり売れていないけれどすごい力のある人で、例えばある審議会の専門委員会に諮問をかけて、「こういう人がいるんだけど。」「いいじゃないか。」という形にしても構わないし、そんな審議会に下駄預けなくても、客観的基準みたいなものを作ってそれに引っかかった人を決定してもいいし。ポスター貼るくらい勝手にしてもいいだろうけれど。ただね、ポスター貼っているのを見て、ライバルとか嫉妬、ジェラシーを燃やすような市民が「何でこの人のポスター貼らぬのかあんなのとは。」と抗議するのですよ。市民が市民の足を引っ張っているのです。そういうことがあるのです。

それを役所は嫌だから断る。市民の力でしょということをもっと分かってほしいのですね。でないとこれは空中戦ばかり繰り返すことになる。だから、彼女がそういう点で、ものすごくストレスを感じておられるのは分かりますけれど、それはやっぱり誰かがどこかで切らないとイケない。決める時、どういう価値観にたちますか。その評価をどうするんですか。アートが優れている、優れていない評価ではなくて、公共的

にどう決断するかの部分で市民が関わらないと。それを行政にやれといっても、もう限界がきていますよね。ただ、そうすると文化庁の芸術文化賞お取りになっていませんか。受賞歴はどれくらいですか。また保守的な方へ行っちゃうんです。そうすると、アヴァンギャルド、新鋭、若手は永久に登場できない。むしろ、文化庁の方がよっぽど前衛的です。認める認め方は。

(平山委員) 先生のお話を伺っていると、ここで取り入れようとしている文化審議会ですか。なんかそれも一歩間違えると弊害がありそうな。こうでしか決められない。私たちは。

(中川委員長) 審議会が無理となれば部会をつくっても僕はいいと思います。部会をね。あるいは審議会の名において、専門家のご意見を聞いて、判定するということはある。参考人として聞く。少なくとも計画をつくることに関しては審議会の意見を聞かないといけないわけだから、そのところだけ第一歩は担保できるだろうと。どの事業を選択してどの事業を認めないというのはまた第二段階。全く荒野なんです。まだ芦屋の文化政策は、生涯学習しかないんですよ。文化ホールと、皆バラバラに存在していて、それぞれが孤立無援に戦っていて、太平洋戦争末期の日本の連合艦隊みたいなものです。海軍も上も何にも言わない。勝手にお前らあちこちで戦って来いと。そしたらあちこちでアメリカ軍に撃破されて。しまいには全滅しますよという状態ですよ。それをなんとか止める条例を作りましょう。有効な策ができるように、つなぎましょうということが必要なんじゃないですか。資源の無駄使いですよ。景観は景観で勝手にやっている。生涯学習は生涯学習で勝手にやっている。公民館は孤立無援。ルナ・ホールはルナ・ホールで、どうしていいかわからない。色々な記念館は連携が上手く取れない。となると金の無駄使いはまさしくこれで。そういう危機感から条例が必要になったんじゃないですかね。

(平山委員) そうすると、先ほどおっしゃっていた総合計画との関係のときに、逆に総合計画で先に束ねることを念頭に置いた総合計画を作られると、逆にこっちが生きてくるということがありますよね。

(竹内委員) そうですね。だから、今は総合計画というのがあって、それぞれから出てきたものを集めてやっている。我々はそれでもヒューヒューいいながらやっているのですけれども。それをもう一つこの文化基本条例を上ランクにもってくるのだったら、逆に細かい部分はいらなくなるかなと。理念条例にして、ここに書いてあることを常に斟酌しながらやらないとあかんというふうにするのかなと思ったんです。だから、最初に申し上げた時に、後ろの基本方針がというのはそういう意味で言わせていただいたんですね。そういうことと密接に関わってくるようにするんだったら、このこれであって、それが総合計画と密接に関係がとれてないといけない、ということはあるだろうなという気がするんですが。

(中川委員長) これは文化基本条例の書き方における総合計画との関わりというのは本末転倒になりますわな。総合計画が文化振興基本計画とか文化基本条例を意識していなければならぬわけ。こっちの方で総合計画と連動しなければならないというような、アホなことは書けませんわ。

本末転倒じゃないですか。子が親に命令するみたいな。むしろ親が出産してくる子どもに対して配慮しながら生涯計画つくるのが当たり前の話です。

(平山委員) 総合計画の中に、一つの方針がありますよね。これを立てる時に文化という言葉が一つドンと入るものをいれていただけると。

(竹内委員) 例えば、都市景観なら都市景観それぞれに役割はもっておるんです。ただ実際には、たぶん教育基本方針なんかはそこには入ってないです。その議論の中には入ってないです。そういうふうになっているのではないかと思うんですよ。だから、そういうところへんでみていっても、市長は、市はという書き方になっているんですけれども、そしたら、要するに、これは市長部局にいくものだという認識のもとに作っているんですけれども、そしたら教育委員会という独立の主体は全くしばらないのかなという疑問もちょっとあるのですね。それも含めて市というふうに言っているのか。そういうところへんでは、もう一つ考えなければならぬのかなという気はするのですが。

(中川委員長) おっしゃった通りです。市はと言ったら、行政委員会も含めて。

(橋本社会教育部長) 教育委員会は当然入ります。

(中川委員長) 市はと言ったら、当然議会も拘束します。市長の責任は、計画を作ることです。ここは教育委員会と、どう連動するのかということを中心に議論してほしいです。だから、文化振興基本計画は、当然市長が定めるものですが、教育委員会は関係ないとは言えない。むしろこれは。

(橋本社会教育部長) 個別計画ではありますけれども、文化基本条例というのは、全ての部局が考え方をもちえないといけない理念だと思います。そうですから、一部局だけでどうこうというのではなくて、総合行政というんですか。全てに横軸でつながっている。バリアフリーもそうですよね。福祉だけが考えるのではなくて、教育委員会の施設も考えます。道路から建物から。そういうものかなと。生涯学習もそうだと思いますけれど。

(中川委員長) ちょっとまだ砂田委員さんのご発言がないので、どうぞ。

(砂田委員) 一つ気になりましたのは、定義の中の文化のところ、観光という部分があるんですが、文化と観光のつながり。もう一つちょっと私にとっては、今スポーツは文化から省くということは、含まないよという話をしていたと思うのですけれども、観光という言葉が少しちょっと違和感を感じるなというところなんです。

それから、今の議論にもつながるんですけれども、第8の6「良好な景観の形成」。一番初めの第一回目でしたか、議論の中で、芦屋のこの文化を生み育んだ背景として、自然環境がという話があったと思うんですけれども、背景としての自然環境は、議論してきたと思うんですけれども、この文化のここで行っている施策、基本的な施策としての環境、景観というのが、施策として馴染むのかな。それぞれの景観であれば、景観の条例というのが別の分野で行っている部分があるんですけれども、この中のことを全部やっているかと言ったらそうではないんですけれども、その辺のかぶる部分はどう整理をしたらいいのかな。

(中川委員長) かぶっても構わないんじゃないですか。

(砂田委員) 全く支障はない。

(中川委員長) 例えば、これからですね。もし条例になったとしたら、第8の6に対応した施策としては、芦屋市都市景観条例あるいは環境に対応する条例に基づく仕事があります。というだけでしょ。だから、何も新しい仕事をダーっと並べているだけではなくて、今やっていることも体系化しているわけです。

(砂田委員) 言葉としては、「形成」、ものすごく具体性のものと、文化という非常に事象的であるようなでないものと、景観の形成のつながりが、「形成」という部分でつながるイメージがなかなか沸いてこないというのが感じているところです。

(中川委員長) それだったら、「都市景観の保全、形成」じゃないですか。保存を入れたらいいんじゃないですか。現在あるものも守るということで。「保全・形成」と。それで今の疑問にある程度お答えできますかね。

(事務局) いわゆる都市景観条例の「形成」は保全も含むと、法もそうなっているんで、実はこれは「形成」で含んでいるんだというふうに解釈しているのですが。

(中川委員長) プリゼント、プリザーブド、クリエイト全部入っているんですよ。

(事務局) はい。「形成」と言えば保全も入るというふうに条文がなっている。

(中川委員長) ただ、あえてこの条文に挙がっている意義を言うならば、従来のような悪化を防ぐという政策だけでなく、芦屋らしさ、デザイン戦略、コントロールのもとに指揮した都市景観行政に変えていってくださいよという主旨は入っていると思うんですよね。前の懇話会の精神からいうと。その線に沿った景観プロジェクトとか、景観ガイドラインの洗い直しをしてもらいたいとは思いますがね。デザイン戦略がまだないんだよね。

(砂田委員) ガイドランというんですかね。景観を今一生懸命形成していている。芦屋の景観って何やねんという、そういう実例をいっぱい積み上げて実績を作っているという段階、状態というふうに思っている。

(中川委員長) そうすると、都市景観を形成しつつある段階なんだから、いいんじゃないですか。形を成しつつあるわけだから。クリエイトという意識ばかりやないかと。そんなご無体なという。守ることも入っているし、整えることも入っていますし、防ぐことも入っているし。むしろ、この条例がハードとしての芦屋の町並みとか、ソフトとしての景観、デザインまで口出ししているということが意味のあることだと思うんですよ。それも文化政策ですよ。

(橋本社会教育部長) 住環境だけでなく、そういう文化的なことも役立つ、それを言っているかなと。

(中川委員長) 教育委員会の手には負えんでしょうと前から言っているわけですよ。都市計画にも関わってくるし、経済にも関わってきますもんね。砂田委員さんのおっしゃった観光ということについては我々はどんな議論をしていましたか。

(竹内委員) してないですね。

(中川委員長) この辺り，弘本副委員長何か見解がおありでしょう。どうぞ。

(弘本副委員長) そうですね。今観光の言葉のイメージは，大きいバスでやってきて，まちを荒らして消費一辺倒の買い物をして帰るといったよりはむしろ，広くまちづくり型の観光といえますかね，地域資源を再発見していったって，その地域の文化をもう一度学び直していくというような営みも含めて，コミュニティツーリズムといった言葉を使いますけれども，地域の学習とともに地域の人たちが自分たちのまちを良くしていく志向を持ってきています。

そういう地域の生活文化と市民が担うまちづくりの魅力を理解して，人もやってくるというような。そういう形の地域に根ざした新しい観光のスタイルというものがメインストリームになると思うんですね。これからの観光の概念の。ですから，私はここで観光という言葉を使うときに，新しい観光の概念で使っている分には，この文化基本条例の中に入っているでもいいんじゃないかと思うんですけどもね。古いマスツーリズムみたいな考え方ですと違和感があると思うんですね。

(砂田委員) いわゆるサイトシーイングですか，そのものになってしまうかなという。

(中川委員長) 神戸みたいなまちだったら，文化政策の中にきちっと観光を位置づけているからはっきり分かりやすい。経済ともつながってくる。芦屋の場合，観光産業を起こすという話もないしということでしょう。ところが，芦屋にとってすぐれたまちに素敵な市民がいっぱいいてるよというのは産業化できる材料だと思うし。

(弘本副委員長) 製造業などの大きな産業は，芦屋にはないという状況の中で。

(中川委員長) 観光という言葉は弘本副委員長がおっしゃったように，新しく捉え直すという意味でこの条文の中に入れておくというのは，逆に挑戦的でもいいかもしれませんよね。オールドファッションで捉えるのであれば，そんな産業芦屋にないじゃないかということで無茶苦茶言うなよということになります。

(砂田委員) 表面だけを見てもらうのではなくて，分かってもらおうというふうにですね。

(弘本副委員長) 芦屋の文化を理解する人に来て欲しいというような。ある意味でおのずと，来る人を選ぶといえますか。そういうスタイルの観光だと思うんですね，芦屋は。

(中川委員長) 例えば，小布施町という長野県の小さなまちがありますけれども，あれなんか15，16年前からかな。誰も知らないし，誰も行ったことがないまちですけども，北斎の版画がいくつか出てきた。それをネタにして地元の銀行の支店の建物を使って北斎記念館を勝手につくったんですね。たいしたコレクションがあるわけではないのに，それでもポツポツ人が来だして，人がくるからまちをきれいにしないといけない。来るからきれいにしないといけないという雰囲気になって，外を意識しだした。そうしたら，まちがえらいきれいになっていった。そうしたら，そこに住んでいる人たちが結構面白がって，まちを整えるとともに，自分のところの商売も面白がる商売になっていったんですね。

そうしたら，そんな人に会いたいということになって。そこにはアメ

リカ人のお姉さんが、酒屋の醸造元の若女将かなんかになっているはず
ですわ。まちづくり会社の副社長をしているんじゃないかな。それも呼
び物になっているはず。金髪碧眼の女将さんが達者な日本語で迎え
てくださるんですよ。そうすると、人間が観光資源なんですよ。そ
こに住んでいる人が楽しくしていたら、そこに生きているというまちは
皆行きたいわけですよ。景色がきれいというものだけではなくて。

芦屋はそういうまちじゃないのと。人が幸せに誇りを持って楽しく生
きているまちを見に行きたいなど。そんなまちで遊びたいなど。そのま
ちで一日ゆっくり過ごしたいなどと思わせるようなまちにしたらいいん
じゃないですかね。もう観光バスの時代と違うと思うけれど。

これで、だいぶご意見が出たと思います。最後に弘本副委員長皆さ
んの意見を全部ふまえてどうぞ自由に。

(弘本副委員長) 前回出ていた話をもう1回しておいた方がいいんですかね。
井垣委員が今日いらっしゃらないので、井垣委員がおっしゃっていたこ
とも重なりますけれども、皆さんがおっしゃっていたことでもあるん
ですが、審議会の位置づけを明記してはどうかということで、他の条例
でも、自治体の条例でも、きちんと条を立てて書かれているケースがあ
りますね。芦屋の場合も、そのようにした方がいいのではないかなとい
うふうに思いますね。明石市等も条例の中にきちんと位置づけていらっ
しゃる。別途条例があるとしても、文化条例の中でも明記しておいた方
が役割が明確になるのではないかな。審議会の役割をきちんと書いておく
ことが必要ではないかな。

それから目的と基本理念の書き方のところなんですけれども、一般的
な書き方がされているんですね。抽象的な原則を書かれていたり。ど
この市にもっていても当てはまる、全く問題のない形になっているん
ですが、これも少し皆さんで議論してきて、ほぼ固まってきた前文を意識
して、芦屋ならではの芦屋の都市文化に最終的に結びついていく文化政
策のあり方ですよ。都市空間、あるいは景観の話も含めて、都市空間
全体を個々の個人の表現活動が都市空間全体を豊かにすることに結び
ついていくというような、芦屋独自の文化政策のビジョンというものを
きちんとここで目的と基本理念の中に組み込んでおくという。原則は、
原則できちんと押さえておかなければならないんですが、文化振興の。
けれど、そこに芦屋の味を加味していくということが必要ではないか
など。そういうところが一番気になる場所ですかね。

もう一つは、先ほどからずっと出てきている市民のネットワークで
あるとか、企業との連携であるとか共同の仕組みづくりというのを、豊
中市では一つ挙げているんですよ。

(中川委員長) 一条おこしている。

(弘本副委員長) こういうことも、芦屋の場合、特にそこが弱いという事情を
思うと挙げといた方がいいのではないかなと思います。

(中川委員長) はい。ありがとうございます。それでは15分しかありませ
んが、まだ追加のご発言がありましたら。よろしいですか。

(平山委員) すみません。第7の文化振興基本計画ということについて、第6
の市の責務と役割の1の中に「文化の振興に関する総合的な施策を策定

し、」とありますけれども、これはもちろんいっぱい文化振興計画を含めてたくさんのことを指していると思いますが、これはずれないで文化振興基本計画を独立して条文を作るとというのが普通なんですか。

「市の責務と役割」の中に文化振興基本計画を作らねばならないと書かずに、第7で独立させて書くべき、そういうスタイルがいいんですか。

(中川委員長) 基本計画は市の責任ではなく、市長の責任。

(平山委員) ああ、そうなんですか。それは。

(中川委員長) ということになっているんですよ。ここではね。ただしこの条例は市全体が守っていく。その代表選手として市長が計画をつくりますと。

(平山委員) なるほど、そういう書き分けなんですか。よく分かりました。言われて初めて気が付きました。

(中川委員長) そういう構造になっているんですよ。おっしゃっているように、第6の中に「市は」として「計画を作らねばならない」と書き込んでも構わないんですよ。

(平山委員) いいです。市長がやられるのであれば。市長がなくなることはないのです。市長がいる限り大丈夫なので。

(中川委員長) それでは、全体的な総括を一旦整理させてもらって記録に残しましょうか。

まず前文でございますが、前文については第3行目、「有数の古墳群をはじめ」を削る。だから「数々の遺跡を有するとともに、」を活かしていこうと。

第5行目の「洋風建築を中心とした芦屋文化村の建設や」は東灘区にあった芦屋文化村というのがどうも歴史的事実のようなのでややこしいというので、これは削除の方向で検討してください。

だから、「鉄道の開通とともに、六麓荘町の開発をはじめ」にいきなりつなげる形でまだ残っています。その間にどんな文章を入れるか検討をお願いしますが、抜いてしまうのも方法。行政の方で文化財担当の方と検討いただいたら結構です。

それから、第4段落の第2行目「都市文化を再評価し、」は「守り育て」に変えます。その次に、第5段落の第2行目「新たな才能」は「新たな人材」に変えます。

以下、その他「身近」「わたって」というような言葉とか「一人一人」については法規担当と言葉の使い方については調整してください。ということでした。文化基本条例原案については、もう一回だけ最終確認をする会議があると聞いていますが、一旦9分9里方固めていただきたい。今日のお話を聞きまして、上から行きます。

第1の目的は変更なし。第2の定義については、市民の定義に市内在住、在勤、在学の個人をいうのは広げすぎではないかという行政側委員のご意見がございましたが、気が付きました。これに関する討議が欠けていますのでちょっとだけ後でやりましょう。

それから次に、事業者に関しては、後の方でもっと事業者を主体として出すべきだろうと。もっと事業者と連携すべきだろうというご意見

があったので、後ほど少し条文をさわる。

それから第3項の「観光」。観光産業なんかないのになというご意見でしたが、いわゆるコミュニティツーリズム等の素敵なまち芦屋を見に来て頂戴ね。という意味ですよ。それも含めて観光概念に入るので生かす。

次のページ。第3の基本理念ですが、「文化の担い手」という言葉を「創造的文化の担い手」ぐらいですかね。そういう言い方。何て言っておられましたかね。

(平山委員) 「創造的主体」と言っておりました。

(中川委員長) 「創造的主体である市民一人一人の」でどうかということで、最終案を一遍出してみましよう。

第2項も変更なし。第3項も変更なし。第4項も変更なし。第5項も変更なしでございますが、ここの基本理念に個人個人が輝くことが結果的に芦屋という都市空間全体の輝きにつながるんだということの主旨が書かれていない。これは前の懇話会でも言っているはずですが、他市と同じような範囲におさまっているので、芦屋らしさはここで出すべきではないかということで、第6項を入れたらどうか。あるいは、第4項と第5項の間ではないかと思われます。

もう一つ、基本理念に入れるべきか、条文をおこすべきかちょっと迷っていますが、市民と行政、あるいは専門家の連携と協働を推進するというその仕組みをつくるとか、仕組みを作って、ころがしていきますよというのは他市にも結構出てきます。吹田もあるし、豊中もあるし、横須賀もあったと思うんだけど、他市の条文を参考として、それを基本理念に入れるのはややこしいので、市の責務と役割の5番目くらいに入れたらと思います。事業者、専門家との連携を。

そうしたら、第4条「市民の役割」については、「努めるものとする」というのが市民に強制できるのかというご議論がありました。これも他市のニュータイプの条例を見ますと、ほとんどこういう形になっていますね。10年ぐらい前はここまでいってないんですけども。最近では京都市も豊中市も吹田市も皆この努力義務規定が入っています。これで行きましよう。

第5「事業者の役割」に変更なし。

第6「市の責務と役割」これも変更なしですが、第2項だけ、「財政上の措置を講じるよう努めなければならない。」に変える。それから、1項と2項で「市民及び事業者と連携し、及び協働して、」と書いてあるのだから、協働のシステムを適応というか、協働のシステムをつくるということをして、どこかに書かなければならないのとちがうかということですね。

(事務局) 実はここに市民参画協働推進条例というのが、既に芦屋市の場合はあるんですね。

(中川委員長) ああ、あるんですか。

(事務局) パブリックコメントもそうなんです。条例にのっかって進めている関係で、若干のニュアンスの違いはあるのかもしれないですけども、あえて条文上も民間と事業者の協働というのが入ってたんですけど

ども。あえてだからそこは，ここは入れてないです。他の市では条例に入れてあるところもあるのですけれども，そこらへんは兼ね合いで。もうちょっと検討させていただきたいのですけれども。

(中川委員長) その主旨から言うとね。市民参画協働推進条例というのは全体の統一原則ですよ。一般原則ですよ。各部局ごとに協働参画システムをちゃんともたないとだめなわけですよ。

(事務局) その主旨は，基本計画とか基本方針を作成する場合は，必ずそういう協働で市民委員を入れたりとか。

(弘本副委員長) それは，当たり前のことなんです。条例もあるし。そうではなくて，実際に事業をやっていくときに，協働型でやっていく仕組みを作るということなんです。検討会に市民に入ってくださいとかパブリックコメントをしましょうというレベルとは違うんです。文化事業を推進するための協働の仕組みをつくらなければ文化政策，文化事業というのは広がっていきませんよということなんです。だから，文化事業用の協働の仕組みを，私たちも例えばパートナーシップ型の事業を組んでいくとか，タイアップしていくとかいうようなことをする時に，そこにはあるルールを作っていかなければならないんです。そのための，場づくりが必要なんじゃないのか。プラットフォームづくりがいるんじゃないかということですね。

(中川委員長) 他市の事例で言いますとね。文化事業面に限って，市民からも提案を受けて，行政はこれいいですねとコンペかけて1番から5番までを採択して今年度事業でやりましょう，お金は行政で負担します。という市民提案一般公募型をやっているところもあります。反対に，行政側がこういうことを市民に助けてくれないかということで，人権を考える月間事業でアートとか文化とかやりたいんだけど，どっかの団体受けてくれないかと言って，こっちがポーンと投げて，それを市民が受けて立ってあげるという行政提案市民受託型事業というのがあります。そういうのをどんどん開発しないとだめですよ。それを，参画協働型文化の事業計画，事業実施のしくみ，評価に関しては審議会が参画協働型で評価しましょうと。市民も関わらしましょう。それが抜けているんじゃないかということです。

それでは，第7「文化振興基本計画」については変更なし。

第8「文化の振興に関する基本的施策」これも変更なし。ただし，6「良好な景観の形成」というところは「都市景観の形成」という言葉だけでは一般的にクリエイトすることばかりにとられそうなので，「保全」を入れたらどうかという話がでましたが，芦屋市行政内部のルールとしては「形成」の中に「保全」が入っているんですというご説明でしたが，これは確認していただいてその定義がそうであつたらそれでもいいかもしれませんが，条例は市民が見るわけですから，内部ルールを条例にこのままもってくるのもいかなものかという意見も出てくると思います。そうすると「保全」とあえて入れた方がいいかもしれません。

それから次に，7「国内及び国外との交流」，8「情報の収集等」，9「文化活動の場の充実」も変更なし。10「文化活動の担い手の育成」も変更なし。11ここはちょっと議論がありました。11と12は「文

化活動に対する支援」と「文化活動の普及啓発」になっていますが、13が「民間支援と普及啓発情報提供」なので、11は行政の支援、12は行政が行う普及啓発、13も普及啓発と、バラつきがありました。これを整理して欲しいということでした。特に13の議論にからんでは、企業からのメセナ活動とか企業との連携協働事業とか可能性が開くじゃないかと。そこまで踏み込んでいくべきではないかということ。14も変更なし。

第9「施行期日等」の書き方ですが、これは芦屋の執行機関の附属機関条例の中にこれが入るということですかね。附則の中に謳うというのが一般的ですというのがおっしゃりようで前回聞いたと思うんですが、弘本副委員長から改めてそれは分かるけれども、本体条例の正式条文の中に、「文化の振興に関する重要事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することを目的として芦屋市文化振興審議会を設置する。」という条文を置いた方がいいのではないかと。というご提起です。

(事務局) 明石市さんは、諮問機関といえば市長の諮問に応じてということ、専門委員がないとできないということであって、それは当然メンバーのことですけれども、しよと思えばこういう書き方をすれば、評価のことを附属機関でできるという考え方をもっているわけです。いわゆる政策的評価をこの審議会の方へ諮問することはできる。ここに書いてありますが、別に新たに設ける必要があるかなと。重要事項につき調査、審議できるということが書いてあれば評価関係もできるという解釈をしているんです。

(弘本副委員長) どこに重要事項につきと書いてあるんですかね。

(事務局) 重要事項というのは一般的な言い方ですけれども。

(弘本副委員長) 担当事務のところですか。

(中川委員長) 担当事務の中でそれが解釈できると。

(橋本社会教育部長) その点、前回も議論して、私の記憶間違いかもしれませんが、提言の中でそこでやるということ、原案策定委員会の方からコメントをいただいて、そういう処理もあるなと中川先生におっしゃっていただいたかなと思うんですが。

(弘本副委員長) 前回ですか。

(事務局) コメントはしてくださいよと。

(橋本社会教育部長) そういう手もあるというような。

(弘本副委員長) その後で、最後の頃に、議事録をもう一回見ていただいたらいいと思うんですけれども、更にその後で、確か井垣委員が最後のあたりの発言で、例えば、予算から決算までかわるといのはどの範囲で言ってらっしゃるかは別として、「例えば、予算から決算までかわるのであれば、条文には全くそんなことは出てこないの、重要事項に含むのかもしれませんが、書かれていないしこれでは不足ではないか。」というようなことを確かおっしゃっていたと思うんですね。

(事務局) それは言われています。これで定めているのは計画ですよと。

(弘本副委員長) はい。そうです。そうです。

(事務局) 計画を定めている段階では、審議会の方で意見を聞いてという書き

方です。そこまでは言っていないのですけれども、「調査審議し」ということは、そういうことをこちらが諮問すれば可能であると。

それと、基本計画を定めると、審議会の方でどのような意見をもらうかもしれませんし。それは、審議会の方で。そういう、ちょっと確定しないような言い方ですけれども、この附属機関では調査、審議できる、評価の関係もできるというふうにこちらも思っておりますので。

(平山委員) そうすると、市長が諮問しない限り、審議会はできないと。

(事務局) それはそういうこともあります。そこまでは今までできてないですから。基本計画もどんな形で定めるかは別としましても、方向性ですね。それをしていきますと、公表されますし、議会のチェックも入ってきますし、色々な形のもので、出てきますので。どこまで具体的に専門的につっこんでいくかですけれども、必ずしも諮問しないと結果が絶対出てこないものなのか。言われている政策評価も分かります。でも、諮問するかどうかは市長です。

(平山委員) 市長がちゃんとやるかどうかにかかっているんですね。

(中川委員長) 好意的に読めば、諮問に対しては答申するという役割を果たすわけですね。諮問がなければ答申はできない。ただし、建議があるんです。建議というのは諮問に関係なく意見がありますということですね。建議能力が与えられているから、規則の中でたぶん言われると思うんですけれども、委員の総数の何人かの力、過半数以上の発議がある場合は開催されなければならないとか、クーデターを起こすことは可能になると思うんですね。言い方が穏やかではないですが。

(平山委員) クーデターというか、開いてくれたらいいわけですからね。

(中川委員長) 委員の中から開けという発議があれば開かねばならないとかね。それは規則で定めたらいいわけですからね。芦屋市文化審議会規則ですね。

(村上委員) 以前委員長がおっしゃっていた、附属機関の審議会の評価も兼ねる場合に、メンバーによるというか、文化の評価というのはとても難しいので、専門的な分野が、多岐にわたり、審議会のメンバーが10人以内とありますが、それがそのまま芦屋である文化そのまま全部評価できるのかなと疑問に思うのですが。

(中川委員長) それは無理です。

(村上委員) そうなると、担当事務で重要事項で評価も兼ねるといった評価ができるのかなという疑問もあります。

(中川委員長) 評価という言葉を入れるのはすごくこわいことでもあるんですよ。政策評価なんだけど、僕は今発言しながらおかしなことを言っているかもしれませんが、条例の中に評価という言葉を入れるのはこわい。それはやっぱり「審議」という言葉だと思うんですね。いいのか、悪いのかということではないんですね。優先順位を決めるということになるかと思えます。あの人の芸術は優れているからいいとか。あれはだめなんです。そんな話にはならないんですよ。実はですよ。どれを選ぶかという決定なんですよ。評価というのは実は。だから、専門部会を作るべきだと思います。この10人ポッキリが政策審議をするけれども、個別には、アーティストをどこから選ぶのとか、今年度の文化政策全

- 予算の中で、市民提案事業にどれだけ配当するのとか、行政提案のものはどれだけの配当なのという大枠は承認できるが、実施するに当たっての物差しとか基準とか。これだけのたったの10人では到底無理です。
- (村上委員) その専門委員会を設置するというのはこの中に入れなくても大丈夫なんですか。
- (中川委員長) 本体条例にはそこまで書きませんね。それから、本当は本体条例に書いてあって、それを受けた規則にそれを更に詳しく書くのかな。
- (平山委員) その場合は、弘本副委員長がいうように別立ての方がよりクリアーということですか。
- (弘本副委員長) 明石市さんでは文化芸術創生会議というのを第9条で書かれておられるんですよね。
- (事務局) 臨時委員を設けることができると書いてあります。
- (弘本副委員長) かなり細かく書いてありますよね。なにかそういう強い思いがあるということは少なくともはっきりするとは思うんですけどもね。
- (中川委員長) これは前に説明してくださいましたね。こういうことのやり方になっているということは。いやいや。芦屋が何でこんな形になるかということ。
- (事務局) それは、はい。要するに明石市さんは条例ごとに附属機関を設定されているということですね。この10市の中でもそういう書き方をされていないものは、附属機関を別のところに立てておられるということなのです。
- (橋本社会教育部長) 芦屋市の場合は別に附属機関条例がありますので。
- (事務局) それは間違いありません。
- (橋本社会教育部長) 他の本体条例の中にいれているということがないんです。
- (中川委員長) 他の附属機関をもっている条例が、この形になっているということですか。
- (橋本社会教育部長) はい、そのとおりです。
- (事務局) 例外的に、一つか二つあると思います。法に定めている部分が出ています。附則で書き換えるのはそれだけのことなんです。技術的なことです。
- (中川委員長) それは問題ないんじゃないですかね。例えば、本体条例の中に芦屋市文化振興審議会を設置し、これこれの役割を果たさせる、と書いていて、また附則のところでは附属機関のところでも同じことを書いてもいいんじゃないですかね。
- (事務局) 芦屋市の場合は、本体はこれで書きにいきますけれども、括弧の中に担当事務だけ入れて、後は規則の中には会長を設けるとか過半数で決定するとか通常のケースしか、何もなければそうなりますね。
- (中川委員長) 芦屋市文化振興審議会規則を作るわけですね。
- (事務局) そうです。
- (中川委員長) そうしたらね。この資料の中に、別途、芦屋市文化振興審議会規則により定める予定の内容というそれを掲げておいたらいんです。
- (事務局) 本当はこの委員会ではなしに、実際に条例を出す時に説明資料で規則を出さなければならないことにはなっているわけです。ただそこ

で、どう決められるかというのは、今こうですよ、ということはいえないので。一応市長が規則は定めますので。別に、参考資料として、未定稿という形で出す。

(中川委員長) 僕が言っているのは、この委員会の答申の形として、答申ですよ。中間報告か答申かわからないけれど。

(事務局) それは書いていただいても。

(中川委員長) 意見としてこの執行権と審議会は執行権により果たしとか。これを担保するのは計画そのものと、進行管理をする。

(事務局) それは意見ですから。

(中川委員長) 決算の当然報告を受けますよという意見が会議の中ででていまずというのは書いておいた方がいいのかな。それは、意見をふまえた結果、規則において書かれるべき内容なので条例上は掲載していません。というだけのことちがいますか。えらい抵抗してはりますけれど。

(事務局) そうじゃないのですけれども。本当に。

(中川委員長) 執行機関の議決機関の条例というのはね、地方自治法の定める機関だけに留めているんですよ。後は全部個別条例で作っているんです。だけど、芦屋の場合は分かりにくくなってきたので一本条例にまとめたと違いますか。

(事務局) そうです。

(中川委員長) 一覧性をもたすために。

(事務局) 附属機関としての定義はあいまいな部分があったのですね。要するに私的諮問機関という部分ですね。

(中川委員長) そういう審議会をぎょうさん作りすぎやという批判が議会であったと思うんです。一体どこまで作るんだと。協議会とか審議会とか、懇話会とか。そんななんぎなのはやめ。市長の名前で勝手につくるといって、きちっと条例を担保してバッシッと整理したんでしょうね。そういう内部的な経過があったと思うんです。ということのようです。はい。分かりました。

先ほどの残っている1個だけの論点、市民の定義は、市内在住者だけではなく、在住、在勤、在学まで入っているのはいかがなものかと、これについてご意見いただいていませんね。まだ。もっともなご意見ですが。多くの自治体では在住、在勤、在学、それから事業者も含めて市民の概念に入れるようになっているのはなぜなんだ。という議論をしてなかったと思うんですね。

(事務局) それと、事務局としては、市民というのはあくまでも市民であって、ここの定義を設ける必要はないのではないかと。というのが、他市ではほとんど書かれていないのです。市民の定義を、当然ここは理念条例でもあるし、それからこの市民の定義はいらないのではないかとというのが最初の結論なのですけれども、ちょっとご協議いただきたい。

(中川委員長) これについてはあえて在住だけでなく、在勤、在学までも入れるという積極的な主旨というのはあるのでしょうか。懇話会の精神はどうでしたか。懇話会の答申の精神は。

(弘本副委員長) 定義はしていない。

(中川委員長) 懇話会はそこまで言及しなかったですか。

- (神棒委員) 芦屋市のような小さなまちで、例えば西宮市に兄弟がいるとか、そういう人と交流することについて、こっちは市民以外だからとか、そんなことは全然必要がないと思う。定義は入れなくていいと思います。
- (弘本副委員長) これこそ、市民参画協働で捉えていますよね。
- (中川委員長) 例えば、奈良市の市民参画協働まちづくり条例がこの前可決されましたが、その市民の定義もこれでしたよね。
- (弘本副委員長) 芦屋もこれですよ。市民の定義は市民参画協働推進条例の。
- (事務局) それはそういう定義です。色々な定義がございますので。
- (竹内委員) ここで市民を支援するというところで、色々な料金が市内在住の方と市外在住の方と違うのですね。この審議があいまいになってしまうと、そういうところに問題がでてくるんじゃないかなと。
- (弘本副委員長) だからと言って、ここで市民をギュッと全部狭める必要はないんじゃないですか。個別の運用は、それぞれの規則とかそういうもののなかで、例えば市内在住の何歳以上の人でないとかの減額はないとか。個別に規定される話になるんじゃないですかね。
- (中川委員長) だから、その議論はよくあるんですけど、例えば、芦屋市で一生懸命お金を出して色々な演奏会をやると。公費でね。そうすると来ているお客さんが芦屋の市民さんは6割で、後の4割は尼崎や伊丹、神戸から来ているじゃないかと。そんな赤字だしてまでよその市民に聴かせる必要はないじゃないか。という議論をするのか。
- (竹内委員) 実態は市民だけでなく、市外の方もお越しいただいて成り立っているというのは実情ですね。
- (中川委員長) この条例は、あくまで基本条例だから、基本条例だから、個別の市民会館の使用上の規定とかそういうものは、別にこの条例に合わせて変えるというものではありません。ただ、市外住民は割高、市内住民は割安、というのは構わないです。ただ、ここで言っている市民の範囲というのは、外から来てくださる、応援してくださる人も市民として同じように手携えましょうという開放型の精神を表明しているわけですよ。権利義務規定に関してはここでは言ってないのですよ。
- 多くの地方自治体の基本条例でもこの議論はよくおこるんです。例えば、阪南市とか最近の生駒市でも、市内在住、在勤、在学そのもの及び事業者全部を市民と定義し、なおかつ自治基本条例は、そうだったら住民投票どうなるんだと怒っている人がいますが、住民投票においては、その規定を別に定めるとなっているんです。そこで、市内在住者だけが対象ですよと決まっちゃうんです。そこでまた個別にくくればいいんです。最初の風呂敷は大きくしています。個々の制度の中で違う規定で、あなたは市民扱いされません。すみませんね、という人が出てきますよと。2重、3重のフィルタリングがかかってくるんですよ。よく調べてみたら、住民投票だけだったんですね。在住市民が関係するのは。後、情報公開も在住市民でなくても情報公開できるし。請求できるし。全部できるじゃないかと。
- (村上委員) 反対に言えば、市内と市外の人例えば料金で不公平ができるというマイナス部分でおっしゃっていますけれども、プラスで考えれば、在勤、在学で他市に住んでいた方の著名なアーティストが芦屋で何かをす

る時に、「市民活動支援しません。」という、そういうメリットも締め出してしまふことになってしまいますよね。

(中川委員長) そういうことですね。例えば、西宮の住民票をもっているけど、実際によく活動されるのは芦屋です。という人もいますね。そういう人が芦屋でたくさんの市民と一緒に活動している。そんな人が芦屋で参画協働型事業に助成を求めますとか、コンペに応じますとか、あなた住民票が西宮ですね。応じる資格がないですよと言うのか。そういう議論なんですね。だから、減免とか差別料金の話がすごく意識に上るんですけど、それはそれとしておいといて、文化に関してはコスモポリタリズムで、出入り自由に、むしろ舞台をここに求める人は皆市民です、という姿勢に立とうということではないんですか。ここを舞台にやってくれる人は皆市民扱いするよ。反対に芦屋市民で、外でがんばっている人は知らんというくらいに思っているんですけどね。今の表現は間違いでした。芦屋市民で、よそでがんばっていて、実は芦屋市民だったという人は、これも芦屋の名を高からしめるからこれも応援しないといかんと。今のは間違いでした。広く広くということ。理由としたら、今の流行だから、それであまり実害がなさそうだから。

(竹内委員) ただね、この市民参画の時もね、議員さんでつっこんで聞いた人がおられるのですよ。

(橋本社会教育部長) 年齢要件で、市民の役割とか責務の中で零歳や一歳の子は分からないでしょ。そういう議論があったように記憶しています。

(中川委員長) だから、努めなければならないであって、努める能力のない人にまで求めていませんよ、と言ったらいいですよ。赤ちゃんにまで努めなければならないと誰が言っていますかと。努める能力がある人にやってくださいと言えばいいわけで。能力のない者にまで努力義務規定を課すことはできません。

はい。ということで、ではもう一遍これをちょっとだけ書き直してくださいませか。

(事務局) 一応、市民の定義は、置かないという方向でさせていただきます。

(中川委員長) それが芦屋市の掟なんでしょう。法制も厳しく言っていないね。

(事務局) それは、また確認します。

(中川委員長) 本体条文の中に、一条文入っているから。芦屋市文化振興審議会に意見を聞かなければならないと書いていますから。無いよりは強調されているので。それでは、所定の2時間を越えていますから、このあたりでよろしいでしょうか。それでは、次の予定を。

(橋本社会教育部長) 実はですね、今回は27日に予定されています。ここでパブリックコメントを出せるほぼ最終原案にさせていただきまして、ただ、行政の市長部局の庁議メンバーとも協議する必要があります。法務担当の者ともそれはやっておりませんので、色々な議論が出る中で、やはり色々な意見の中でどうしても原案策定委員会の皆様方に、もう一度集まっていたらという場面が出てくる可能性がゼロではございませんので、その場合はですね、ちょっと気になりますのは先ほどの、努力義務規定でありますとか、財政上の措置のところですね。そういったところも出てくる可能性もありますので、そういったところが出てま

いりましたら ,また 27日以降でそれについては皆様にお集まりいただくこともなかなか難しいかなと思いますので ,委員長なり副委員長なりと我々事務局とで協議させていただいて決定させていただきたいと ,ですから一部 27日以降で変わることもありうるということでご了解いただくことについて ,ご一任いただければと思います。

(中川委員長) よろしいでしょうか。

<全員異議なし>

(竹内委員) 27日は何時からですか。

(中川委員長) 6時からです。それでは ,ありがとうございました。

<閉会>